

## 仕様書

件 名 令和6年度 岩沼市高齢者等紙おむつ等支給事業委託業務

### 1 一般共通事項

#### (1) 概 要

本仕様書は、岩沼市（以下「本市」という。）が岩沼市高齢者等紙おむつ等支給事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、紙おむつ等の支給対象用品を販売・配達している事業所（以下「事業所」という。）に委託する業務内容及び実施方法等に関する仕様を示す。

#### (2) 適 用

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に規定されていない事項については、監督職員と協議の上、当該協議結果を本業務に反映させること。

#### (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 履行場所 原則利用者が現に生活している場所とする

### 2 一般事項

#### (1) 一般事項

ア 本業務の実施に先立ち、事業目的や事業対象者を十分に理解した上で実施する。  
イ 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受託者の責任において履行する。また、本仕様書に規定のない事項であっても、履行上、当然実施するべき事項については受託者の負担において実施する。

ウ 全ての契約図書は、相互に補完する。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、本仕様書、契約の順番とするが、あらかじめ監督職員と協議の上、解釈する。

#### (2) 事業者の資格要件

ア 事業所が県内にあり、対象者に対し、紙おむつ等の支給用品の配達が迅速に対応可能な事業者。

イ 福祉用具専門相談員又は、福祉用具専門相談員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士）を配置し、相談対応が可能である事業者。

ウ 国税、県税、市税等を滞納していないこと。

#### (3) 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、摘要を受ける関係法令等を遵守し本業務の円滑な遂行をはかるものとする。なお、これらに必要な届出がある場合には、監督職員と協議の上、受託者にて処理を行うこと。

#### (4) 秘密の保持

受託者及び業務関係者は、本業務により知り得た全ての事柄について、本業務履行中及び本業務完了後においてもこれを他に漏らしてはならない。

#### (5) 服装等

配達員は、身分を証明できる社員証等の身分証明書を携帯し、名札等を着用すること。

#### (6) 業務報告

岩沼市高齢者等紙おむつ等支給実績報告書と岩沼市高齢者等紙おむつ等利用内訳書兼受領書（以下「内訳書兼受領書」という。）を作成し、事業実施月の毎翌月14日までに提出することとする。また、提出に当たっては、内訳書兼受領書の裏面に利用者から受領した支給券を添付（のり付け）し、提出するものとする。

#### (7) 契約代金額の支払条件

本市は提出された報告書及び内訳書兼受領書に基づき検査を行う。事業所は検査職員による検査合格の後、適切な請求書を提出すること。なお、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとし、委託料は課税の取扱いとする。

### 3 業務内容

#### (1) 業務の目的

本事業は、実施要綱に基づき常時失禁状態にある高齢者等に対し、必要な紙おむつ等を支給することにより、高齢者等及びその介護者の負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 業務内容

##### ア 注文受付業務

- (ア) 注文は、利用者及びその家族等からの電話又はファックスのほか、事業所等で受け付けることとする。
- (イ) 事業所は、注文を受けた際、利用者及びその家族等から、氏名、住所、電話番号、希望支給対象用品、数量、支給券ナンバー、利用する支給券の枚数及び支給限度額、配達希望日時等を聞き取ること。また、ファックスで注文を受けた際は、受注確認の連絡をすること。
- (ウ) 事業所は、利用者が高齢者等であることを踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。
- (エ) 事業所は対象者の身体状況、排泄量や頻度に合わせた支給対象用品についての相談を受付け、助言・販売・配達を行うものとする。

##### イ 配達業務

- (ア) 配達日、配達時間は、利用者と事業所で協議し決めるものとする。
- (イ) 事業所は、利用者宅に支給対象用品を配達し、支給券と引き換えに引渡しを行う。その際、岩沼市高齢者等紙おむつ等受領書に利用者から受領日

及び氏名を記載してもらうこととする。

- (ウ) 事業所は、利用者が不在の場合、事業者名、担当者名、電話番号等の必要事項を記載した不在連絡票を残すものとする。

ウ 相談・苦情受付業務

事業所は、利用者から苦情があった場合は原因を十分調査し、誠意をもって利用者に説明をし、解決に努めること。また、その記録を残し、今後の対応に生かすよう努めるとともに利用者の求めに応じ、その記録を提出すること。

(3) 支給対象用品

次に掲げる品目と同等以上の機能を有し、事業所が取り扱うものから、支給対象者が希望する製品を支給するものとする。

ア 使い捨て紙おむつ

排泄された尿や便を捕捉するため吸水性と防水性を備え、何らかの方法により下腹部に装着する機能を有し、使用後はそのまま廃棄できる物

イ 尿取りパッド

陰部にあて、尿漏れ等を吸收・処理する機能を有する物

ウ おむつカバー

おむつのずれを防ぎ、大小便の漏れを効果的に防げるよう防水加工が施されたもので、洗濯し繰り返し衛生的に使用することができる物

エ 失禁シーツ

寝具の汚損を防ぐため、吸水性・防水性を備え、敷き布団・ベッドマット等に敷いて使用する物

オ 使い捨て手袋

作業する際に手を保護し、使用後はそのまま廃棄できる物

カ おしり拭きシート

排泄後の身体を清拭し、使用後はそのまま廃棄できる物